

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）実施方針骨子に対する意見、要望一覧

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
1	事業の目的	1	1	(1)	ウ		不法投棄物の支障除去は行政代執行により実施するのが適当と考える。産廃処分場の設計・建設・運営・維持管理事業と北沢地区の不法投棄物撤去事業とは別途契約にしてほしい。
2	本施設の概要 (埋立容量)	1	1	(1)	エ	(ア)	理立容量600,000m ³ とした根拠があれば示されたい。
3	本施設の概要 (県内から排出される産業廃棄物)	1	1	(1)	エ	(ア)	県内からとあるが、今まで県内から県外に搬出していたことを考慮すると、県内に限定しなくても良いのではないか。
4	本施設の概要 (県内から排出される産業廃棄物)	1	1	(1)	エ	(ア)	県内の産業廃棄物を集めるには、何らかの仕組みが必要である。県条例等で仕組み作りをお願いできないか。
5	本施設の概要 (北沢不法投棄撤去物)	1	1	(1)	エ	(ア)	北沢不法投棄撤去物の埋立容量を51,000m ³ としているが、撤去物の量に見込み違いや掘り起し作業の過程で処理量の変動した場合には、どのような対応を行い、その費用はどのように清算されるのか。
6	本施設の概要 (覆土)	1	1	(1)	エ	(ア)	覆土を90,000m ³ としているが、事業者として覆土を減らし搬入量を増やす工夫をしてもよいのか。
7	受入廃棄物	1	1	(1)	エ	(イ)	受入廃棄物の確保が事業の収益性に影響する。県外廃棄物の受入れも許容するべきと思う。また、県および県内の公共事業から発生する産業廃棄物は本処分場への搬入を優先するような仕組みづくりが必要だと思う。
8	受入廃棄物	1	1	(1)	エ	(イ)	県内から排出される産業廃棄物（県外で発生し県内の中間処理施設から排出されるものを含む）とあるが、県外の中間処理施設から排出されるものを含められないか。
9	受入廃棄物	1	1	(1)	エ	(イ)	産業廃棄物の種類として、記載以外の廃油、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くずなどの品目はどこまでと考えているか。品目は多い方がよいと思う。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
10	受入廃棄物 (北沢不法投棄物)	1	1	(1)	エ	(イ)	受入廃棄物の項目を見ると焼却灰が含まれているが、特別管理廃棄物になる可能性がある。また不法投棄物には付着土砂も多くつくことが考えられるが、焼却灰と目視にて見分けることは困難と考えられる。
11	受入廃棄物 (北沢不法投棄物)	1	1	(1)	エ	(イ)	受入に当って、目視で受入基準に適合しているか判断は不可能である。基準項目の分析をどのように実施するか明確にしてほしい。
12	受入廃棄物 (北沢不法投棄物)	1	1	(1)	エ	(イ)	受入基準に適合しない物は、だれがどのように対応するのか、その費用はだれが負担するのか明確にする必要がある。
13	事業方式	2	1	(1)	オ		PFI事業にしたほうが補助金が多く確保できるような話もあったが、整備する施設用途(最終処分場)から考えてSPCが許認可をとるより、地公体が主体となるDB+OまたはDBO方式とすることはできないか。
14	事業方式	2	1	(1)	オ		PFI法に基づくBTO方式とあるが、PFI(BTO、DBO他)では、応募者は公表された要求水準書を基に具体的な設計図書や提案書、見積書を提出しその内容が要求水準書を満たしていれば点数が付き当選者が決まる。満たしていなければ失格となる。提出した見積書と設計図書等は整合性が取れた一体のものである。要求水準書で明確な仕様や数量が明記されていないものは、各応募者の裁量にゆだねられ、審査の段階で承認されるものである。したがって当選後の施工不良はあっても、要求水準書未達はあり得ない。発注者と事業者で解釈の齟齬が発生した場合は、要求水準書の記載不備、説明不足、資料不足であり、発注者の全額負担により解決されるべきものである。要求水準書は解釈の齟齬が発生しないよう丁寧な記述と、具体的な工数を提示するか齟齬なく工数が見積れるような内容としてほしい。
15	事業方式	2	1	(1)	オ		不法投棄廃棄物の処理に関しては、元々、周辺住民に対し「事業主である県が主体的に」と説明している聞いている。不法投棄廃棄物の処理は、県からの直接発注方式や実量を精算する方式など、PFIとは別の方式をうまく組み込むことを検討してほしい。
16	事業方式	2	1	(1)	オ		本事業は、PFI方式で実施することになっているが、従来方式(設計・施工分離発注方式)、設計施工一括方式(DB方式)の採用についても改めて検討してほしい。

No.	項目等	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
			大	中	小	
17	事業方式	2	1	(1)	オ	本事業の業務範囲に北沢不法投棄物に係る事業が含まれているが、北沢不法投棄物に係る事業については、民間によるBOT事業としてはリスク負担が大きすぎると考える。不法投棄に係る業務は全て別事業により、栃木県の業務範囲として、従来方式（設計・施工分離発注方式）による事業としてほしい。
18	事業方式	2	1	(1)	オ	BOT・BOO方式にしなかった理由について示されたい。
19	事業期間	2	1	(1)	カ	埋立期間が設定されているが、廃棄物の搬入量により埋立が期間中に完了、又は期間中に完了しなかった場合の運営・維持管理業務のリスク分担について示されたい。
20	事業期間	2	1	(1)	カ	埋立終了後の管理期間が平成46年4月～平成48年3月迄の想定となっているが、埋立期間終了時期に変更が生じた場合、埋立終了後の管理期間は2年間という理解でよいか。また、埋立終了期間の延長等についての考え方を示されたい。
21	事業期間	2	1	(1)	カ	県内から排出される産業廃棄物量を約459,000m ³ とし、埋立て期間を12年間と想定した根拠を示されたい。
22	事業期間	2	1	(1)	カ	受入廃棄物については「県内から排出される産業廃棄物（県外で発生し県内の中間処理施設から排出されるものを含む）」となっているが、国の補助金等が付くのであれば、国の受入要請があった場合など一定の条件を付けたうえで、県外の廃棄物も受入れることができるようにして、埋立期間を短縮できる仕組みを設けることを要望する。
23	事業期間	2	1	(1)	カ	オリンピック関連工事等により繁忙となっている。本事業の発注時期を遅らせてほしい。
24	事業期間	2	1	(1)	カ	来年度は多数の最終処分場工事が出件する見込みである。他案件とも時期が重なり、検討や施工体制の確保が出来ない。特に、監理技術者の確保が難しい状況である。
25	事業期間	2	1	(1)	カ	埋立期間が平成34年4月～平成46年3月の12年とあるが、受入廃棄物量の増減により埋立が期間中に完了しなかった場合の運営・維持管理業務のリスク分担の考え方や更新オプション等の設定を示されたい。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
26	事業期間	2	1	(1)	カ		設計建設期間が設定されているが、設計期間は、関連法規の許認可申請の内容によって決まるため、どの程度の関連法規（E X. 廃掃法、都市計画法、農地法、森林法、自然公園法、埋蔵文化財、等）と、栃木県における各々の許認可に係る一般的な協議期間を示されたい。
27	事業期間	2	1	(1)	カ		運営・維持管理期間が12年と設定されているが、それまでに満杯にならない場合でも、その時点で埋立て終了と考えてよいのか。または、延長可能か。
28	事業期間	2	1	(1)	カ		埋立て終了以後の管理期間は、閉鎖基準に満たない場合でも県に引き渡せるのか。
29	事業期間	2	1	(1)	カ		不法投棄廃棄物撤去期間を見ると、処分場供用開始から2年間とされているが、不確定要素が多いので、期間延長は可能か。
30	事業期間	2	1	(1)	カ		県が整備する搬入道路の完成遅延リスクについて示されたい。
31	業務範囲	2	1	(1)	キ		発注者と応募者で作業量の認識が一致しない場合が多々ある。純粋な設計・建設工事以外の各項目について、見積の目安となる作業量と負担すべき手続きや申請費用を提示してほしい。
32	業務範囲	2	1	(1)	キ		地元との協議状況及び説明会等地元補助業務について、想定されている内容を公告時には具体的に示されたい。
33	業務範囲	2	1	(1)	キ		業務範囲に「環境アセスメント」が含まれていないが、本事業開始までに県の事業として完了することを前提としていると考えてよいか、見解を示されたい。
34	業務範囲	2	1	(1)	キ		業務範囲に「土壌汚染対策法に係る手続き」が含まれていないが、本事業開始までに県の事業として完了することを前提としていると考えてよいか、見解を示されたい。
35	設計業務 （各種手続きに関する業務）	2	1	(1)	キ	(ア)	地域森林が計画地に含まれることから、SPCが主体となる場合、林地開発許可が必要になるのではないのか。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
36	建設工事業務 (建設工事及び 関連業務)	2	1	(1)	キ	(イ)	土工事に関して切り盛りは場内バランスするものと推察するが、客土等搬入がある場合は「埋め立て条例」が適用され、事前の土質検査等が必要なケースが想定される。土質検査で土壌汚染が発覚した場合、その処置も必要となるリスクがある。
37	運営・維持管理業務 (営業業務)	2	1	(1)	キ	(ウ)	営業業務とは、具体的にどのような内容なのか。業務内容を明確に提示してほしい。
38	運営・維持管理業務 (営業業務)	2	1	(1)	キ	(ウ)	参加要件として、必要な要件はどのようなものか。個人として、SPCとして、担当企業としてなど。明確に提示してほしい。
39	運営・維持管理業務 (営業業務)	2	1	(1)	キ	(ウ)	営業業務とは事業者のみ行うものとし、県の協力などはないのか。
40	運営・維持管理業務 (情報管理業務)	2	1	(1)	キ	(ウ)	情報管理業務とは、具体的にどのような内容なのか。特別な管理体制は必要なのか。業務内容を明確に提示してほしい。
41	運営・維持管理業務 (啓発業務)	2	1	(1)	キ	(ウ)	啓発業務とは、具体的にどのような内容なのか。業務内容を明確に提示してほしい。
42	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	不法投棄物撤去業務は、産廃処分場の設計・建設・運営・維持管理業務とは別途契約にすべきと考える。不法投棄物の撤去業務は行政代執行により実施するのが適当と考える。処分場建設と不法投棄物撤去は、敷地も実施時期も異なることから、別発注になっても安全管理上は問題ないと考える。
43	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	不法投棄廃棄物の量と質、それに伴う汚染範囲は、実際に業務を行いながら確定していくものであり、大幅な数量変更が想定される業務のため、PFIにそぐわないと考えている。そのため、PFIから外す若しくは、仕様規定として清算行為が可能なスキームを考えてほしい。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
44	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	撤去が必要な量として約51,000m ³ を見込まれているが、掘削の結果、推定を超える量の不法投棄物が出てくる可能性がある。この場合、作業量増加に係る費用が増加する。 また、処理を行う全産業廃棄物量の中で、不法投棄分が占める割合が大きくなり、事業者の収入源である産業廃棄物受け入れ量が減少することになるため、収入予測も困難である。 このような状況下ではプロジェクトファイナンスの融資を受ける銀行の審査が厳しいものとなるため、融資を受けることが出来ない、または金利条件の悪化等からコストの増加が推測される。北沢地区の不法投棄処理業務については、本事業から除外してほしい。
45	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	不法投棄地は現在誰が管理をしているのか。土地所有者が管理を放棄している状態なら、撤去業務が開始されるまで不法投棄物が増えないように、土壌汚染が拡大しないように適切な管理が必要と思うが、事業者では管理責任を負えない。公共側での対応が必要と思う。
46	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	基本計画にうたわれている掘削除去跡地の原状復元は業務範囲のどれに該当するのか。また、復元に要する資材など、目標数量はあるか。
47	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	汚染拡散防止対策工事業務については、現状の詳細な把握が困難であることから、民間側の提案と費用で業務を実施することは大きなリスクになる。仕様を決める等、県が関与してほしい。
48	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	不法投棄物撤去業務については内在するリスクが極めて高いと想定されるが、その業務遂行費用を次項の「選定事業者の収入」に記載された想定によって賄うことは困難と思われるので、本業務についてはPFI事業範囲外とするか、実施数量による精算とすることを要望する。
49	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	本業務をPFI事業範囲に含め、現想定 of 仕組みで事業化する場合、予定数量である約51,000m ³ を超えた分の業務費の精算方法（負担）に係る考え方を示されたい。
50	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	北沢不法投棄撤去エリアの本業務終了時の措置を示されたい。
51	不法投棄物撤去業務	3	1	(1)	キ	(オ)	a「汚染拡散防止対策工事」 b「不法投棄物撤去・運搬業務」については現時点で業務内容が特に不明確であり、全て民間の所掌とするのは民間事業者の負担するリスクが大きいため、本事業範囲外としてほしい。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
52	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	最終処分場業務は、独立採算型では事業リスクが大きいため、サービス購入型にしてほしい。不法投棄物撤去事業はさらにリスクが大きいため従来型の県発注工事にしてほしい。	
53	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	民間事業者が産業廃棄物量を推測することは、周辺の企業の需要等不確定な要素が多々あるため非常に困難である。サービス購入型が妥当だと思う。または、一定の水準に達しない場合は、公共側の補償などが必須と考える。	
54	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	廃掃法に関して、産廃排出当事者でないSPCが産廃業務を行うことは法違反とならないか。また特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は管理責任者をSPCに配置する必要があり、人件費と雇用リスクを抱えることになるので総コストが高くなる。	
55	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	提案事業による収入とあるが、どのような内容を想定しているのか。	
56	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	サービス購入料について、どのような内容のものか。	
57	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	提案事業で認められないものは、どのようなものか。	
58	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	【事業形態】基本的に独立採算事業であるように読み取れるが、サービス購入型としてほしい。 廃棄物の発生抑制や中間処理の高度化等も進んでおり、民間側が必要リスクを負担することは難しいと考える。(リスクが大きいとファイナンス組成も困難になる。)	
59	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	【不法投棄物撤去に関する費用】不法投棄物撤去に必要な費用(汚染拡散防止対策、撤去・運搬、埋立処分)については、県の負担としてほしい。 不法投棄物撤去費用を民間事業者が負担するとなると、その他の産業廃棄物の受入単価を上げざるをえず、廃棄物が集まらなくなるリスクがある。 特に当初の不法投棄物撤去期間は、作業キャパシティの問題からその他の産業廃棄物の受入量を増やせず、民間事業者の収入が不足する可能性が高いと思われ、事業の安定性に大きな問題になるのではないか。	

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
60	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	事業形態はサービス購入型としてほしい。また、固定費を基本とし受入廃棄物量の変動リスクは、栃木県の負担としてほしい。	
61	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「事業の業務に係る費用の回収に当たっては、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本とする」とあるが、産業廃棄物量は、大きく変動することが予想されるので、そのリスクを民間事業者が負担することは困難であり、産業廃棄物の受入量確保に係る業務（営業活動・顧客創出、廃棄物収集・運搬等）は、栃木県の業務範囲としてほしい。	
62	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本とする」とあるが、産業廃棄物の最低受入量の確保はしてもらえるのか。また、選定事業者からの提案事業による収入とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	
63	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	施設設計・建設期間が5年間という長期にわたっており、資金調達コストの低減の観点から、施設設計・建設費は、毎年度末に出来高に対する一定割合など、施設整備期間中においてサービス購入料を支払ってほしい。	
64	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	長期にわたる事業期間中の施設の安全確保、事業の安定性・継続性確保のためにも、「県のサービス購入料での収入」もしくは「選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入と県のサービス購入料を合わせた収入」の事業スキームを基本としてほしい。	
65	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	基本設計書（平成27年2月）に埋立処分計画算定表、計画埋立量の記載があるが、事業計画の組立ての基礎データとなる、想定埋立廃棄物の年度毎の量、基準となる受入処理単価等を実施方針公表時に示されたい。	
66	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	埋立終了後の管理業務、不法投棄物撤去業務に対する対価は、県によるサービス購入料としてほしい。	
67	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	埋立終了後の管理業務、不法投棄物撤去業務に対する対価は、県によるサービス購入料と考える。	

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
68	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「選定事業者が行う本事業の業務に係る費用の回収に当たっては、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本とするが、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入と県のサービス購入料を合わせた収入を想定している。」との記載があるが、本事業でSPCへの主な出資者と拝察する土建業者や水処理メーカー（当社を含む）には「産業廃棄物の受入確保」に関するノウハウが乏しく出資に応じたりスクの負担が困難である。 ついでに、本事業についてはサービス購入型を原則とすることが最も適切であり、独立採算型を併用する場合でも太陽光発電事業などインセンティブの範囲にとどめるべきであると考えられる。また、産業廃棄物の受入れによる収入を前提とした独立採算型が採用される場合には、当社としては協力企業として本事業に参加することを検討したく、考慮願う。	
69	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「本事業の業務に係る費用の回収に当たっては、・・・自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本」とあるが、本事業はBTO方式であり、また施設整備費が独立採算での回収では資金調達が困難であることから、施設整備費相当額は「サービス購入料（補助金含む一括支払金）＋（割賦）」としてほしい。	
70	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	施設整備期間が5年間にわたっており、資金調達コストの低減の観点から、施設整備費は、毎年度末に出来高に対する一定割合など、施設整備期間中にサービス購入料を支払ってほしい。	
71	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「本事業の業務に係る費用の回収に当たっては、・・・自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本」とあるが、長期にわたる事業期間中の施設の安全確保、事業の安定性・継続性確保のためにも、「県のサービス購入料での収入」もしくは「選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入と県のサービス購入料を合わせた収入」の事業スキームを基本としてほしい。	
72	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	基本設計書(平成27年2月)に埋立処分計画算定表、計画埋立量の記載があるが、事業計画の組立ての基礎データとなる、想定埋立廃棄物の年度毎の量、基準となる受入処理単価等を実施方針公表時に示されたい。	
73	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	今まで産業廃棄物最終処分場の立地がなく需要予測が見えない場所で、独立採算型もしくは混合型のPFⅠは、事業リスクが大きすぎると思われる。サービス購入型でのPFⅠは考えていないのか。	

No.	項目等	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
			大	中	小	
74	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	“エ. 本施設の概要”にも記載したが、県外の中間処理施設から排出される産業廃棄物の受け入れを考えられないのか。
75	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「本事業の業務に係る費用の回収に当たっては、選定事業者が自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる収入によることを基本とする」とあるが、事業性が不透明なことから、一定程度の受入量については県による収入保証についても検討してほしい。
76	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「県のサービス購入料を合わせた収入によることも想定している」とあるが、その具体的な水準がわからなければ事業性や金融機関による融資の検討ができないので、早期に示されたい。
77	選定事業者の収入	3	1	(1)	ク	「環境省による廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金の活用」も想定しているとあるが、その具体的な水準がわからなければ事業性や金融機関による融資の検討ができないので、早期に示されたい。
78	選定事業者の募集及び選定方法	3	2	(1)		PFI事業で、予定価格の内訳を公表する事例が増えている。内訳を提示してほしい。
79	選定事業者の募集及び選定方法	3	2	(1)		入札は、参加者が1グループでも成立するの か。
80	選定事業者の募集及び選定の手順	4	2	(2)		予定スケジュールによると、入札公告から入札までの期間が3ヶ月となっているが、事業費の策定・ファイナンス・社内手続きの期間を考えると最低6か月は必要と思われる。
81	選定事業者の募集及び選定の手順	4	2	(2)		技術提案図書と入札書を同時に提出するスケジュールであるが、入札書を先に開封すると、各社の入札価格が先に分かると技術提案内容が公平に評価されない可能性がある。開札は技術評価が終わった後にしてほしい。
82	選定事業者の募集及び選定の手順	4	2	(2)		公告後、設計図書・提案書・見積書の作成と、並行して契約書を読み込み市と弁護士協議を行う事は不可能である。したがって、落札者決定から事業契約締結までが3か月弱は厳しい。SPCの設立手続きと契約協議に多くの時間を要する。前例の無い事業であり基本契約と仮契約の協議は同時に進める必要がある。当選後のスケジュールは、当選後の協議としてほしい。

No.	項目等	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
			大	中	小	
83	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		本事業はSPCと事業契約を行うものとしており、平成29年1月頃に基本協定を締結するものとしているが、締結時までにはSPCを設立しなければならないのか。
84	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		新聞報道等によれば、本事業に対する住民等からの反対の声も上がっており、供用開始が遅れるリスクも懸念される。現時点で供用開始時期は絶対的なものか、認識を示されたい。
85	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		「優先交渉権者又は落札者は特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立すること」と記載されていることを踏まえると、平成29年1月頃の「優先交渉権者又は落札者の決定・公表」から平成29年2月頃の「仮契約の締結」は準備期間として短すぎるものとする。については遅くとも平成28年12月までに「優先交渉権者又は落札者の決定・公表」を行ってほしい。
86	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		平成28年10月頃に「応募書類又は入札書類の受付」とあるが、受付の締切日については、入札公告より3ヶ月以上確保してほしい。また、当該書類については、本件がPFI事業であることを踏まえ、必要最低限の内容（詳細の図面などは不要）としてほしい。
87	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		入札公告から入札書類の受付までの期間が3ヶ月は、当事業規模からすると、かなり短期間であるとする。入札公告時期の前倒し、入札書類の受付時期の後ろ倒しなど、公告～受付期間4～5ヶ月の確保を要望する。
88	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		入札公告～入札書類の受付までの期間が3ヶ月は、短期間であるとする。公告～受付期間を半年程度の確保を要望する。
89	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		事業者提案の内容・理解を確認するためにも、質問回答以外に入札公告後の早い段階で、競争的対話の機会を設けるよう、要望する。
90	選定事業者の募集 及び選定の手順	4	2	(2)		事業者提案の内容・理解を確認するためにも、2回の質問回答以外に入札公告後の早い段階で、ヒアリング等対話の機会を設けるよう、要望する。
91	応募者の備えるべき 参加資格要件	4	2	(3)		業務の品質確保のため、応募企業に対する実績等の要件を課すことは必要と思うが、技術者個人に過度な要件を課さないでほしい。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
92	応募者の備えるべき参加資格要件	4	2	(3)			企業等とあるが、等とは何を意味しているのか。
93	応募者の備えるべき参加資格要件	4	2	(3)			地元企業の参画要件（JV組成、JV比率など）を課す場合は、実施方針公表時に示されたい。
94	応募者の備えるべき参加資格要件	4	2	(3)			地元企業参画についての方針を示されたい。（JV組成、JV比率等）
95	審査に関する基本的な考え方	4	2	(4)	ア		審査の透明性、公平性を図るため、審査員は事前公表してほしい。
96	審査の手順及び方法	4	2	(4)	イ		審査の透明性、公平性を図るため、審査の手順及び方法は事前公表してほしい。
97	特別目的会社との契約手続き	5	2	(5)			協議を行いとあるが、通常、審査の段階で当選後の協議とした内容の合意を図ったり、弁護士による契約文書の確認と片務契約の排除協議を行うが、今回のように、前例が無く、事業者のリスクに不安がある場合、協議が整わない可能性もある。その場合、ペナルティー無しで当選を辞退できるように配慮してほしい。
98	特別目的会社との契約手続き	5	2	(5)			「優先交渉権者又は落札者は特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立すること」とあるが、本事業にてSPCが具備することが必要な許認可があれば、指示してほしい。
99	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	5	3				「実施方針及び要求水準書（案）の公表」を行う時に、明確なリスク分担及び契約書（案）は提示されるのか。（例）北沢不法投棄物に関する条件
100	基本的な考え方	5	3	(1)			選定事業者が行う業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。とあるが、リスク分担は、発注者と事業者間の適切なリスク分担を行う。リスクを回避できる者、コントロールできる者がリスクを分担する。帰責者負担が原則、帰責者が特定できない場合は、発注者負担とする。片務契約を排除する。が基本と考える。

No.	項目等	該当箇所					意見、要望の内容
		頁	見出し符号				
			大	中	小		
101	基本的な考え方	5	3	(1)			不法投棄物撤去に関する一切において、発注条件と異なるものは全て県が責任を負うものとしてほしい。
102	馬頭最終処分場	5	4	(1)	ア		計画地の土壌の汚染リスク（自然由来も含め）の有無を明示してほしい。
103	北沢不法投棄地 （撤去が必要な量）	6	4	(1)	イ		撤去量が“約51,000m ³ （推定）”となっているが、増加した場合、受入により得られる収入が減少し、支出費用は増加すると考えるので、設計変更としてほしい。
104	馬頭最終処分場の 施設構成	6	4	(2)			地元協議にて搬入物の展開検査を実施する場合には、展開検査場が必要になるのではないか。
105	馬頭最終処分場の 施設構成	6	4	(2)			地元要望や国庫補助要件などで教育啓蒙施設が必要になるのではないか。
106	馬頭最終処分場の 施設構成	6	4	(2)			県が整備する搬入道路の工事遅延リスクについて示されたい。
107	馬頭処分場の施設構成 （前処理施設）	6	4	(2)			被覆施設のある埋立地に設置する。とあるが、どのような検討を経てこのような条件となったのか。大きなリスクがある。参加を検討するにあたり、情報の開示と説明をしてほしい。
108	事業契約の解釈について 疑義が生じた場合における措置に関する事項	7	5				事業契約の解釈について疑義が生じた場合、・・・協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。とあるが、解釈についての齟齬は、発注者側に帰責が有ると考えている。このような場合に事業者側での費用負担は難しい。
109	法制上及び税法上の 措置並びに財政上 及び金融上の支援に関する事項	7	7				財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合との明記が有るが、事前調査と具体的な明記をしてほしい。

No.	項目等	該当箇所				意見、要望の内容
		頁	見出し符号			
			大	中	小	
110	法制上及び税法上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	7	7			産業廃棄物の不法投棄なので、公道運搬時には廃棄物の収集運搬の許可が必要と考える。運搬をSPC事業者に行わせる場合、県がSPCへの廃棄物の運搬の委託に該当するが、実際の運搬業者への再委託についての考えを提示してほしい。
111	その他					平成27年2月に公表された「馬頭最終処分場基本設計書（概要版）」の「廃棄物搬出入ルート」（図表）において、「新たに県で道路を整備予定」とあるが、具体的な整備スケジュールを参考として示されたい。
112	その他					【県が実施した環境影響評価との関連について】 処分場建設にあたり、栃木県は自らが事業主体となって、環境影響評価を実施しているが、PFIになることにより事業主体が民間になることへの理解は得られるのか。
113	その他					処分場の構造形式がクローズド型と指定されており、通常の管理型処分場よりも建設・維持管理コストが割高になることが想定される。事業者は自ら受入廃棄物を確保することになっているので、競争力の確保のためにも栃木県の運営面・制度面でのサポートを望む。廃棄物の確保状況によっては、埋立がスケジュール通りに進まないことも想定されるので、事業期間（12年間）を柔軟に対応してほしい。
114	その他					現状ではリスクが大きく、大手金融機関からの借入れができない恐れがある。事業スキームとして、施設整備費は出来高払いにして、サービス購入型を考えてほしい。 上記以外は、実施方針の詳細や要求水準によるため、現状では質問等はない。